Ⅱ．厚生労働省交渉

厚生労働省交渉は、11月21日国交省交渉終了後、15：30から厚生労働省内会議室に於いて開催された。全国港湾・港運同盟の18秋年末中央行動として、港湾労働政策に関する諸課題として事前に申し入れた要請に対し、行政側から職業安定局港湾対策室が対応、回答する形で行われた。以下、要旨交渉内容について報告する。

１．港湾労働法の全港・全職種適用拡大について

　　我々、港運労使は18春闘協定に於いて、港湾労働法の全港・全職種適用について合意した。よって、次の対応を図ること。

(１)　現行港湾労働法を全港・全職種適用とする法改正を行うこと。

(２)　労政審港湾労働専門委員会に於いて上記内容の法改正を前提とした審議を行うこと。

(３)　上記法改正手続きについて2019年3月を以て完了すること。

＜回答＞　港湾労働法の適用範囲については、労政審港湾労働専門委員会の場で議論が行われ、労使双方から様々な意見が出されています。

厚生労働省としては、労政審港湾労働専門委員会での議論も踏まえ、また、労使による検討が引き続き行われていることにも留意しつつ、港湾労働をはじめとする社会の動向等を見極めながら議論を重ねる必要があると考えています。(職業安定局建設・港湾対策室）

＜協議経過＞　回答を受けて労側の主張については次のとおりである。

(１)　港湾労働法全港全職種適用については既に労使政策委員会合意している。労政審港湾労働専門委員会をとおして、この労使合意を前提とした港湾労働法全港全職種適用について、港湾雇用安定等計画に盛り込むことを強く求める。

(２)　行政側の回答は各論に欠ける。このような回答では港湾労働法適用のあり方を巡って労使間対立に陥る。これまで、行政回答として労使合意前提と言ってきたのだから、労政審港湾労働専門委員会のなかで、労使合意を尊重のうえ港湾雇用安定等計画に盛り込むと各論回答すべきだ。

＜回答＞　労政審港湾労働専門委員会の中でも議論はしている。事務局として港湾労働法全港全職種適用についても議題に掲げている。

第2回目の労政審港湾労働専門委員会を11月9日に開催した。このなかで、行政側として労側の考え方について否定はしていない。但し、中味の詳細な点について色々各委員から意見が出されているのも事実である。あくまで、各委員の意見を踏まえた港湾雇用安定等計画を策定していきたい。引き続き労側の意見も踏まえ、労政審港湾労働専門委員会のなかで議論を深めていきたい。

２．港湾倉庫・特定港湾倉庫の指定のあり方について

(１)　六大港における港湾倉庫については、港頭地域における倉庫・物流施設を全て港湾倉庫に指定すること。

(２)　また、上記(１)の実施までの間、港運事業法でいう許可・未許可事業者を問わず、港頭地域に於ける倉庫・物流施設での海貨取扱貨物量の調査に各事業者が対応するよう国交省と連携して徹底すること。

(３)　港湾倉庫・特定港湾倉庫で就労する労働者は全て港運事業法でいう許可事業者に雇用された労働者とすること。尚、国交省と連携した法整備を直ちに行うこと。

(４)　「特定港湾倉庫指定のあり方に関する貴省・国交省・労組で構成する三者懇談会（仮称）」を設置すること。

＜回答＞　(１)港湾倉庫業務については、港湾運送業務との間に労働者の相互流動が見られることから、港湾運送労働者と同様の雇用の改善等を図る必要があるという主旨で港湾労働法の適用対象としているものです。したがって、港湾倉庫は、港湾の水域から一定の範囲内で、一定量の海荷を取り扱う倉庫・物流施設以外については、港湾倉庫とはならないことについてご理解いただきたいと思います。

(２)海貨取扱貨物量の調査については、関係各位とも協議しながら、また、労政審港湾労働専門委員会でのご議論も踏まえながら、どのようなほう策がとれるのか検討してまいりたいと考えております。

(３)の倉庫労働者を事業法上の許可事業者に雇用された労働者とすることについては、国交省所管の港湾運送事業法を港湾倉庫の作業にも適用するという問題で、国交省の判断となるものです。（職業安定局建設・港湾対策室）

(４)特定港湾倉庫については、労働者派遣法施行令において、厚生労働大臣が指定し　た区域内にある倉庫のうち一定の貨物を扱うものを特定港湾倉庫としており、その区域については厚生労働省告示※において定めているところ。※　労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行令第一条の規定に基づき構成労働大臣が指定する区域(平成11年労働省告示139号)

＜回答＞労働者派遣法違反が疑われるものがあれば、都道府県労働局需給調整事業部課室へ情報提供をいただきたい、必要に応じて調査を行い、法令違反であると確認された場合は、適切に指導していく。（職業安定局需給調整事業課）

＜協議経過＞　回答を受け労側は次の内容の主張を行った。

(１)　港頭地区で実質海貨貨物が存在しているにも係らず、港湾倉庫に指定されていない施設が存在している。そういった施設に仕事が流れてしまう。海貨を取り扱う施設は全て港湾倉庫に指定するなどの法的拘束を強めるべきだ。

(２)　港湾倉庫指定の際の事前調査など円滑に進められるよう指導すべきだ。

(３)　マルチテナント方式について、細目に亘る港湾倉庫指定のあり方といった考え方を港湾雇用安定等計画に盛り込むべきだ。マルチテナントでも海貨貨物を取り扱っている。10%定義が間違った不平等をうんでいる。そういった施設についても凹凸のない斉一的な法的整備を講じるべきだ。

同じ海貨を扱っておきながら、片方は港湾倉庫、片方は一般倉庫として運営しているのが実態だ。これは由々しき事態だ。

(４)　特定港湾倉庫指定に向けた対応については、地区（ハローワーク等）でのみでは限界があり無理だ。国交省と連携して適切に特定港湾倉庫指定の指導を行うべきだ。

＜回答＞　(１)　労政審港湾労働専門委員会でも意見が出されている。次回専門委員会でどのような計画方針とすべきか検討中である。(２)　港湾倉庫指定の際に円滑に事が進めていけるよう多角的に説明を行っていけるよう検討していきたい。

３．港湾通過貨物対策について

港湾を通過する貨物は全て港湾労働の職域であることについて認めること。

そして、内陸に於ける所謂インランドポートに於いて、港湾労働者が就労しうる政策を立案すること。

尚、貴省・国交省・港運労使で構成の四者に於ける「インランドポート職域確保対策会議（仮称）」を設置すること。

＜回答＞「港湾労働の定義」は、港湾労働法及び港湾労働法施行令によって定められており、これは、国交省所管の港湾労働者運送事業法に定める港湾運送業務などをもとにしています。厚生労働省としては、港湾労働法の趣旨に応じて、港湾労働者の雇用の安定等を図ってまいりたいと考えております。(職業安定局建設・港湾対策室)

＜協議経過＞　回答を受け労側より次の主張を行った。

(１)　インランドについて、港で海貨コンテナを食い止める取り組み一本であったが、18秋闘よりついていくとした方針も出した。これまでにない考え方である。

本日の即答は求めないが、この考え方が全国港湾として主流になっていくことから、厚労省としていまのうちに対応策について検討してもらいたい。

４．コンテナターミナルゲート作業の職域について

コンテナターミナルゲート作業を港湾労働者の職域として法的措置について国交省と連携し講じること。

　　それまでの間、法的措置と併せて、コンテナターミナルゲート作業は港湾労働者の職域と認めること。

＜回答＞　先ほどの問で「港湾労働の定義」は、国交省所管の港湾運送事業法に定める港湾運送業務などをもとにしていると回答しましたが、当該作業については、国交省からは、港湾運送事業法に規定する港湾運送事業及び港湾運送関連事業の行為には該当しないと聞いております。厚生労働省としては、本件については、国交省の解釈が重要と考えております。（職業安定局建設・港湾対策室）

＜協議経過＞　回答を受けて労側は次の主張を行った。

(１)　このような回答では一般派遣労働者の職域になってしまう。厚労省としてそのような事態を見過ごすのか。

(２)　港頭地域での作業であり、厚労省として港湾労働者の定義を所管しているのだから、明確に港湾労働者の職域とした回答を求める。国交省見解に囚われるのはおかしい。港湾倉庫についても事業法と港労法の間で対応が一致していない。ゲート作業については逆に厚労省として独立した見解を出せるはずだ。

(３)　厚労省回答は、国交省判断に終始している。雇用秩序を所管する厚労省としての回答を行うべきだ。

５．港湾産別協定である「日雇い不使用協定」について

現在、港運労使で取り組みを進めている労使委員会に貴省も参加すること。

＜回答＞　港湾運送業務には波動性が依然として存在することから、港湾派遣労働者や日雇い労働者に依存せざるをえない場合もあると認識しています。

厚生労働省としては、引き続き、日雇い労働者の就労状況の推移について中止していくとともに、「常用労働者の使用を原則とする」という港湾労働法の趣旨を事業者に粘り強く説明してまいりたいと考えています。

加えて、日雇い労働者の減少に資するため、港湾労働者派遣制度の一層の活用方策について検討してまいりたいと考えています。(職業安定局建設・港湾対策室)

６．港湾労働の石綿被災対策について

(１)　港湾労働石綿被災補償制度を確立すること。

＜回答＞　石綿被災者については、これまで業務に起因して石綿の健康被害を受けた労働者については、労働者災害補償保険法に基づく保険給付が受けることができない者については、石綿による健康被害の救済に関する法律に基づく必要な給付を行っているところです。厚生労働省としては、現行の制度に基づき、必要な補償をしっかりと行っていきます。(労働基準局労災管理課)

(２)　所謂四者協議（貴省・国交省・港運労使）を直ちに再会すること。

＜回答＞　建設・港湾対策室としては、ただいま補償制度について基準局からの回答がありましたが、皆さんのご意見等を各関係部局等に対し情報提供を行うなど、連携を図ってまいりたいと考えております。(職業安定局建設・港湾対策室)

(３)　港湾施設に於ける石綿対策調査実施と曝露防止策を国策として講じること。

＜回答＞　労働者が働く場所の石綿対策については、石綿障害予防規則第10条において、その労働者を就業させる建築物に吹き付けられた石綿などが損傷、劣化等により粉塵が発生して、労働者が石綿に暴露するおそれがあるときは、除去、封じ込め、囲い込み等の措置を講じなければならないことを事業者に義務付けています。この規定の履行確保を図ってまいります。(労働基準局安全衛生部化学物質対策課)

＜協議経過＞　回答を受けて、労側の主張については次のとおりである。

(１)　回答になっていない。港湾労働者の石綿被災について行政側に申入れを行って10年になるが全く進んでいない。我々の申入れ内容を理解していない。我々は引き受け義務に基づき一般貨物として石綿荷役に従事してきた点について追及をしてきた。

(２)　我々は、石綿を普通の貨物として港湾労働者に荷役させた国の責任と被災者に対する補償を主張してきた。また、港運労使は自主的に石綿被災補償制度を確立してきた。国として労使に代って補償等の対応をすべきだ。クボタ事案など既に国が対応してきた事例もある。

(３)　各現行法での対応についてきいていない。港湾労働者に特定した補償措置を求めている。

(４)　既に石綿四者協議（国交省・厚労省・日港協・組合）を開催しており、この開催実績に基づいて再会すればいい。即答を求める。

(５)　施設について、行政として石綿暴露被害の可能性有無について、全国の港運事業者から予め聞き取り等の事前調査を行うべきだ。暴露させない計画をたてるべきだ。

＜回答＞　四者協議再開について本日回答はできない。しかし、関係部局と調整しながら回答の検討を行っていきたい。

７．異常気象による災害発生時に於ける救済策について

　近年の異常気象に起因する港湾労働に係る災害について、「異常気象に於ける港湾労働に於ける救済制度（仮称）」を国交省と連携のうえ確立すること。四者に於ける準備委員会を設置すること。

＜回答＞厚生労働省においては、自然災害等により被災された労働者の方々や事業主の皆様方に対して、雇用・労働関係の相談窓口の開設、各種支援制度のご案内などを実施しているところです。引き続き、災害発生時における港湾労働者の雇用の安定並びに港湾事業主に対する支援のため、必要に応じて各関係部局等と連携を図ってまいりたいと考えております。(職業安定局建設・港湾対策室)

＜協議経過＞　回答を受けて労側は次の内容の主張を行った。

(１)　災害の際に垂直非難ができる措置を講じてもらいたい。各論回答を求める。

(２)　我々は水際で就労している労働者だ。このような事後回答では回答になっていない。

(３)　大型台風など接近中にも係らず、港運事業者は労働者を非難させるなどの措置が充分図れていない。事例として、自動車出勤させ水没するなど安全上重篤な事例が既に起きている。行政として徹底した指導を行うべきだ。

＜回答＞　BCP等、防災のあり方について検討の必要性について理解している国交省と連携を図っていきたい。

８．ILO（国際労働機関）条約・勧告批准について

ILO第137号条約（港湾における新しい荷役方法の社会的影響に関する条約）並びに、第152号条約（港湾労働における職業上の安全及び衛生に関する条約）を批准すること。また、これら条約を補足する各勧告（第145・160号）についても同様の措置を講じること。

＜回答＞　ILO第137号条約とそれに伴う勧告第145号の内容については、現行の港湾労働法により概ね満たされているものと考えておりますが、一部、①雇用保障に関する考え方、②港湾労働者の登録（届出制）に関する考え方ななどでさらに議論が必要な事項があると認識しているところです。(職業安定局建設・港湾対策室)

　ILO条約第152号及び勧告の160号の内容について、労働安全衛生法その他関係法令によって、おおむね実施されているところですが、①安全衛生及び衛生委員会についての規定や、②玉掛け用具に対する規制など一部について、さらに議論が必要な事項があると認識しているところです。(労働基準局安全衛生部計画課)

＜協議経過＞　労側より申入れ事項以外の点で次の内容の主張を行った。

働き方改革による有給休暇取得義務の項が新たに設けられた。また、罰則規定では、一人30万円の罰金が課されて来る。いま職場では深刻な人手不足に曝されている。このような法整備が2019年4月1日施行では対応できない。逆に既存の現場での配置人員削減等が発生し、安全衛生面で重大な問題が発生する。円滑に対応できうる施策を厚労省として講じてもらいたい。職場では重大な問題になっている。

＜回答＞　これに対して行政側は、担当者がいないため回答できないが、関係部局に意見を聴いてみるとあった。

９．交渉のまとめ

(１)　港労法拡大や港湾倉庫への対応については、労政審港湾労働専門委員会での労側の取り組みが大きく左右する。また、我々は労使政策委員会や中央団交をとおして港労法労使合意に基づいた業側姿勢を正していくことが求められてくる。

(２)　石綿対策について厚労省回答はひどいものであった。引き続き厚労省との折衝を継続的に取り組む必要性があると感じた。

(３)　コンテナターミナルゲート作業の件、日雇い不使用協定の件については、更に労使間による協議を更に進めていく必要性も感じた。

(４)　その他全般的に国交省責任へ被せる回答が大半であった。この点については、国交省折衝も踏まえ省庁間の連携を促す取り組みが必要であると感じた。